

令和元年台風第 19 号における入学手数料
及び入学料の免除に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県立学校へ入学又は転入学する令和元年台風第 19 号の被災者に対する入学手数料及び入学料について、高知県立学校授業料等徴収条例（昭和 23 年高知県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項第 2 号に基づく免除について必要な事項を定めるものとする。

(免除の要件)

第 2 条 県立学校の入学若しくは転入学を志願する者又は入学若しくは転入学を許可された者が、令和元年台風第 19 号に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者であることを要する。

(免除額)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定により免除する入学手数料及び入学料の額は、入学手数料及び入学料の全額とする。

(入学手数料の免除申請手続等)

第 4 条 第 2 条の規定により入学手数料の免除を受けようとする者は、別に定める入学手数料の免除承認申請書により、志願先の県立学校長を経て高知県教育長（以下「教育長」という。）に申請するものとする。

2 前項の場合において、入学手数料の免除を受けようとする者は、市町村が発行する令和元年台風第 19 号により被災したことを証するり災証明書又は被災証明書（以下「り災証明書等」という。）の写しを申請書に添付し、入学願書等の提出締切日の 2 週間前（以下「提出締切日」という。）までに志願先の県立学校長に提出しなければならない。ただし、申請者が提出締切日までにり災証明書等を提出できない事情があるときは、この限りではない。

3 申請者にり災証明書等の交付を受けられない等事情があるときは、前項の規定にかかわらず、在学する、又は出身の学校長の副申により、り災証明書等の写しに代えることができる。

4 志願先の県立学校長は、前 3 項に規定する書類を受理したときは、当該書類を高知県教育委員会事務局高等学校課（以下「高等学校課」という。）に提出するものとする。

- 5 教育長は、第1項に規定する申請があった場合において、第2条の要件に適合するときは、免除の決定を行うとともに、志願先の県立学校長を経て当該申請をした者にその旨を通知する。
- 6 入学手数料の免除の決定を受けた申請者は、入学願書等の提出時に当該免除の決定通知書を添付するものとする。

(入学料の免除申請手続等)

- 第5条 第2条の規定により入学料の免除を受けようとする者は、別に定める入学料の免除承認申請書により、入学予定先の県立高等学校長を経て教育長に申請するものとする。
- 2 前項の場合において、入学料の免除を受けようとする者は、り災証明書等の写しを申請書に添付し、入学前に入学予定先の県立高等学校長に提出しなければならない。ただし、申請者が入学前にり災証明書等を提出できない事情があるときは、この限りではない。
 - 3 申請者にり災証明書等の交付を受けられない等事情があるときは、前項の規定にかかわらず、在学する、又は出身の学校長の副申により、り災証明書等の写しに代えることができる。
 - 4 第4条第5項の規定により、入学手数料の免除の決定を受けた申請者については、前2項の規定にかかわらず、当該決定通知書の写しにより、り災証明書等の写しに代えることができる。
 - 5 入学予定先の県立高等学校長は、前4項に規定する書類を受理したときは、当該書類を高等学校課に提出するものとする。
 - 6 教育長は、第1項に規定する申請があった場合において、第2条の要件に適合するときは、免除の決定を行うとともに、入学予定先の県立高等学校長を経て当該申請をした者にその旨を通知する。
 - 7 入学料の免除の決定を受けた申請者は、高知県立高等学校学則第16条に規定する誓約書の提出時に当該免除の決定通知書を添付するものとする。

(転入学に係る手続等)

- 第6条 県立学校への転入学を希望する場合は、前2条の規定にかかわらず、令和元年台風第19号に係る転入学の特別措置実施要項により手続を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行し、令和元年10月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年 11 月 21 日から施行する。

入学手数料の免除承認申請書

年 月 日

高知県教育長 様

令和元年台風第 19 号において災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有し被災したため、県立学校の入学手数料の免除について承認することを申請します。

1 申請者

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

2 学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

申請者との関係 _____

3 被災地

住所 _____

入学料の免除承認申請書

年 月 日

高知県教育長 様

令和元年台風第 19 号において災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有し被災したため、県立学校の入学料の免除について承認することを申請します。

1 申請者

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

2 学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

申請者との関係 _____

3 被災地

住所 _____